総 務省告示第

号

設 ように定め、 備 端 同 規 末 で あっ 設 則の規 備等規則 て、 定に インターネットプロトコ よることが著しく不合理なインター (昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条の九及び第三十六条の規定に ル 電 話用設備に接続されるも ネットプロ トコ の及び別に告 ル電話端 末、 又 は 示する条件 自営電 を次 基づき 気 通 の 信

平 成 年 月 日

平成二十三年四月一日から適用する。

1

ンター

ネットプロトコル電話端末、

又は自営電気通信設備であって、

総 務大臣 片 Щ 善博

インター

ネッ

トプロ

トコル

電話 とり う。 用設 備 の に 規定のうち次の表の上 接続されるもののうち発信 |欄に掲 する機能を有 げ る規定に かか L な わ 1) らず、 も の は、 同 表 端末設備等 の下欄 に 規則 掲 げ る 以下「 条件に よる 規 則 も

規則第三十二条の六 上 欄 に . 掲げ る規定を 適 用

U な

l,

のとする。